

# 平成30年度から国保の制度と税率 が変わります！！

これまで国民健康保険の運営は市町村単独で運営していましたが、平成30年度からは沖縄県が主体となって運営(広域化)されることになりました。医療費等を支払うための費用として与那原町は沖縄県より提示される納付金を沖縄県に納めることになりました。

納付金の大部分は国保税より徴収することになりますが、本町の国保は平成18年度に保険税を改定して以来、据え置かれてきましたが医療費の増などから赤字の運営が続いています。現在の税率では納付金を納めることが困難なため、保険税率を改定することになりました。ただし、今回の改定でも納付金が不足することが見込まれており、一般会計からの税金を補てんすることで、引き上げ幅をできるだけ抑えています。

加入者の皆様にご負担いただくこととなりますが、今後とも国保運営にご理解とご協力をお願いします。

## 【税率改定の概要】

### 税方式および税率の変更(下表)

#### ●改定前国保税の内訳・税率(平成29年度以前)

内 訳	(1) 所得割 (前年所得-33万円)	(2) 資産割 (固定資産の持分)	(3) 均等割 (被保険者1人当り)	(4) 平等割 (1世帯当り)	課税限度額 (最高額)
①医療分(国保加入者全員)	6.00%	22.4%	14,000円	14,700円	54万円
②後期高齢者支援金分(同上)	2.50%	9.6%	6,000円	6,300円	19万円
③介護分(40~64歳の方)	1.37%	6.0%	6,100円	3,600円	16万円

40~64歳以外の方(①+②)	8.50%	32.00%	20,000円	21,000円	73万円
40~64歳の方(①+②+③)	9.87%	38.00%	26,100円	24,600円	89万円

注1：この表は、12ヶ月加入した場合の金額です。



#### ●改定後国保税の内訳・税率(平成30年度以降)

内 訳	(1) 所得割 (前年所得-33万円)	(2) 資産割 (固定資産の持分)	(3) 均等割 (被保険者1人当り)	(4) 平等割 (1世帯当り)	課税限度額 (最高額)
①医療分(国保加入者全員)	6.7%	0%	17,400円	21,800円	58万円
②後期高齢者支援金分(同上)	3.0%	0%	4,700円	5,700円	19万円
③介護分(40~64歳の方)	2.0%	0%	6,500円	4,600円	16万円

40~64歳以外の方(①+②)	9.7%	0%	22,100円	27,500円	77万円
40~64歳の方(①+②+③)	11.7%	0%	28,600円	32,100円	93万円

注1：この表は、12ヶ月加入した場合の金額です。